

札幌市経済関係団体 御中  
札幌市長 秋元 克広

札幌市経済関係団体 御中

札幌市長 秋元 克広

### 北海道における「夏の再拡大防止特別対策」について

日頃から札幌市政に対し、特段の御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

これまで、北海道は「まん延防止等重点措置区域」に指定されておりましたが、7月11日をもって指定を解除することが決定されました。

しかしながら、北海道は、これから大型連休、お盆など夏休みシーズンの到来による人の移動の活発化が予想されるため、新型コロナウイルスの感染再拡大の防止と段階的な制限の緩和が必要であることに加え、道内の中心都市である札幌市が、より他の地域との人の往来が多いことを考慮し、札幌市を「夏の再拡大防止特別対策」の重点地域として、感染防止対策の一層の徹底を図ることとしました。

つきましては、貴団体に加盟する企業等に対し、別紙のとおり周知いただきますようお願い申し上げます。

**【本通知文に関する問い合わせ先】**

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 渡邊、守屋

TEL011-211-2352

札幌市内事業者の皆さま

札幌市長 秋元 克広

## 北海道における「夏の再拡大防止特別対策」について

日頃から札幌市政に対し、特段の御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

これまで、北海道は「まん延防止等重点措置区域」に指定されておりましたが、7月11日をもって指定を解除することが決定されました。

しかしながら、北海道は、これから大型連休、お盆など夏休みシーズンの到来による人の移動の活発化が予想されるため、新型コロナウイルスの感染再拡大の防止と段階的な制限の緩和が必要であることに加え、道内の中心都市である札幌市が、より他の地域との人の往来が多いことを考慮し、札幌市を「夏の再拡大防止特別対策」の重点地域として、感染防止対策の一層の徹底を図ることとしました。

つきましては、各事業者の皆さまにおかれましては、下記1の事項について御協力いただきますとともに、従業員の皆さまへの周知の徹底をお願いいたします。

また、下記2のとおり、市内飲食店等における営業時間の短縮等の要請にご協力頂いた事業者の皆さまへの支援金等について周知いたしますので、ご確認願います。

### 記

#### 1 北海道による要請事項

別紙「夏の再拡大防止特別対策」【北海道資料】

#### 2 札幌市からのお知らせ

##### (1) 市内飲食店等における営業時間の短縮等の要請に伴う支援金について

別紙「事業者の皆さまへのお願い」

※ 以下の協力支援金について、申請期間を令和3年8月31日まで延長いたしました。

- ・令和3年度感染防止対策協力支援金（要請期間：4/27～5/11）

(URL:<https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kansentaisakusienkin.html>)

- ・まん延防止・緊急事態措置協力支援金（要請期間：5/12～5/31）

(URL:<https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/manenboshi.html>)

- ・緊急事態措置延長協力支援金（要請期間：6/1～6/20）

(URL:[https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kinkyu\\_0601-0620.html](https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/kinkyu_0601-0620.html))

##### (2) 市内事業者向け主な支援策について

別紙「札幌市内事業者向け主な支援策」

### 3 参考

(1) 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報（北海道）

北海道による対策や警戒ステージ等の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。

(URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm>)

(2) 職場における感染症予防の注意事項等（札幌市）

以下の札幌市のホームページにおいて、職場での注意事項をまとめておりますのでご確認ください。

(URL : [http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/poster\\_office\\_covid-19.pdf](http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/poster_office_covid-19.pdf))

また、従業員の皆さまが、体調不良を訴えた場合や陽性者の濃厚接触者となった場合の対応について、フロー図を記載しておりますのでご確認ください。

(URL : [http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/flowchart\\_office\\_covid-19.pdf](http://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/documents/flowchart_office_covid-19.pdf))

(3) 札幌市の感染状況・医療提供体制の週間分析概況

札幌市の感染状況・医療提供体制について、感染症専門医である岸田直樹先生の分析資料を公開しておりますのでご確認ください。

(URL : [https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2019n-covhassei\\_toukei.html](https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/flkansen/2019n-covhassei_toukei.html))

■市内飲食店等における休業要請等の要請に伴う支援金に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル TEL011-330-8396

《受付時間》 平日 8:45~17:15 (8月9日までは土日祝日も対応)

■大規模施設(1,000㎡超)等における休業要請等の要請に伴う支援金に関する問い合わせ

お問い合わせ専用ダイヤル TEL011-350-7377

《受付時間》 平日 8:45~17:15

■職場における感染症予防の注意事項等に関する問い合わせ

札幌市新型コロナウイルス一般電話相談窓口 TEL 011-632-4567

《受付時間》 毎日 9:00~21:00

■事業者向け経営相談、融資、感染症予防、市税の納税猶予等の相談

事業者向けワンストップ相談窓口 TEL011-231-0568

《受付時間》 平日 9:00~12:00、13:00~17:00 (土日祝日、年末年始の休業日を除く)

# 夏の再拡大防止特別対策

～大型連休、お盆など、夏休みシーズンにおける  
帰省や旅行等の活発化を見据えた対策～

令和3年7月9日

北海道

## 夏の再拡大防止特別対策

大型連休、お盆など夏休みシーズンの到来による人の移動の活発化を見据え、リバウンドの防止と段階的緩和の観点から特別対策を講じる。  
また、ワクチンについては、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もあることから、希望する方への接種が円滑に進むよう、関係機関と連携し取り組む。

**対象地域** 全道域

**期間** 令和3年7月12日(月)～8月22日(日)

本道の中心都市であり、他の地域との人の往来も多い札幌市については、「重点地域」として、感染防止対策の一層の徹底を図る。

**重点地域** 札幌市

**期間** 令和3年7月12日(月)～7月25日(日)

※ 重点地域としての要請・協力依頼については、原則として期間の満了により終了する(全道域と同様の対策に移行)が、新規感染者数が人口10万人当たり15人に近づくなど、感染の増加が見られる場合には、対策の延長を含め強い措置を講じる。

全道域  
(札幌市を除く)

## 【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

## 要請内容

(日常生活において)

- ◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。

(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

- ◆感染リスクを回避できない場合、札幌市との不要不急※の往来は控える。(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、往来を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来は極力控える。(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。特に発熱等の症状がある場合は、移動を控えてください。

※また、移動先では、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いいたします。

- ◆その他府県への移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるなど慎重に行動する。(特措法第24条第9項)

## 【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼  
内容

- ◆来道を検討されている方は、基本的な感染防止対策を徹底し、その上で、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。(協力依頼)

※国では、夏休み期間中、羽田空港、伊丹空港等から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を行う予定。

## 【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

## 要請内容

（特に飲食の際は）

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。

（特措法第24条第9項）

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。

（特措法第24条第9項）

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。

（特措法第24条第9項）

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。（「黙食 ～食事は静かに、会話はマスク～」の実践）

（特措法第24条第9項）



## 【イベントの開催についての要請】

人数上限  
及び  
収容率  
(※1)

特措法第24条第9項

- 人数上限(いずれか大きい方)  
5,000人又は収容人数50%以内(10,000人以内)
  - 収容率
    - [100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)
    - [50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)
- ※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

## 要請内容

- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

※ 7月12日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 8月23日以降に開催予定のイベントについても本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

## 【事業者への要請・協力依頼】

要請・  
協力依頼  
内容

- ◆在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を実施する。(協力依頼)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)

**要請内容**

- ◆**衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)**
- ◆**児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)**
- ◆**部活動は、衛生管理マニュアルに基づき、感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)**
- ◆**大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)**

**【公立施設】****公立施設**

- ◆**業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。**

重点地域

要請内容

(日常生活において)

- ◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが進むことを想定し、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。

(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

- ◆感染リスクを回避できない場合、不要不急※の外出や移動を控える。(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

- ◆重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

- ◆「緊急事態措置区域」及び「まん延防止等重点措置区域」との不要不急の往来は極力控える。(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。特に発熱等の症状がある場合は、移動を控えてください。

※また、移動先では、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします

- ◆その他府県への移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるなど慎重に行動する。(特措法第24条第9項)

【来札を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

- ◆来札を検討されている方は、基本的な感染防止対策を徹底し、その上で、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認を徹底するとともに、発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える。(協力依頼)

※国では、夏休み期間中、羽田空港、伊丹空港等から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を行う予定

要請内容

(特に飲食の際は)

◆21時以降、飲食店等を利用しない。(特措法第24条第9項)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。  
(特措法第24条第9項)

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。  
(特措法第24条第9項)

◆飲食は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する。「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践  
(特措法第24条第9項)

対象施設

〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)  
 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗

要請内容

- ◆営業時間は、5時から21時まで。(特措法第24条第9項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は、11時から20時まで。  
(特措法第24条第9項)
- ◆業種別ガイドラインなど次の感染防止対策を実施する。(特措法第24条第9項)
  - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
  - ・手指消毒設備の設置                      ・食事中以外のマスク着用の推奨                      ・施設の換気を行う
  - ・入場者の整理・誘導                      ・事業を行う場所の消毒                      ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
  - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
  - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ
  - ・従業員への検査推奨                      ・同一グループの入店は原則4人以内
  - ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする。
  - ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践)                      など
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。  
(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【飲食店等に対する支援金】

中小企業・個人事業者:1店舗ごと1日あたり売上高に応じて 2. 5万円～7. 5万円 大企業:1店舗ごと1日あたり売上高の減少額に応じて 最大20万円

## 【イベントの開催についての要請・協力依頼】

人数上限  
及び  
収容率  
(※1)

○人数上限(いずれか大きい方)  
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)

特措法第24条第9項

○収容率  
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)  
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・  
協力依頼  
内容

- ◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(協力依頼)
- ◆感染防止対策が徹底されない場合、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

※ 7月12日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 7月26日以降に開催予定のイベントについても本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。



### 要請・ 協力依頼 内容

- ◆**職場への出勤を抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等の取組を実施するとともに、職場に出勤する場合でも、時差出勤やローテーション勤務、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進する。(協力依頼)**
- ◆**業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)**
- ◆**休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)**
- ◆**感染防止対策が徹底されていない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)**
- ◆**大規模な集客施設においては、入場整理など、感染防止対策を徹底する。(協力依頼)**
- ◆**主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、21時以降、夜間消灯する。(協力依頼)**

## 要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、場所等)して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は、休止する。また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

## 【公立施設】

## 公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、入場整理など、感染防止対策を徹底する。

# 事業者の皆さまへのお願い

このたび、北海道の「夏の再拡大防止特別対策」に伴い、市内全域の飲食店等を対象として、引き続き営業時間短縮等の要請が発出されました。対象事業者の皆さまには、大変なご負担をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

## ○飲食店等への協力支援金について

### 札幌市内全域の飲食店、カラオケ店

※酒類提供の有無に関わらず、上記の施設（店舗）のうち、従来から午後9時を超えて営業を行っている施設（店舗）が対象となります。

※店舗内で飲食をする施設（「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を取得している施設）が対象となります。

■対象期間 7月12日(月)から7月25日(日)まで

## ■要請内容

### ①営業時間及び酒類提供

営業時間	<u>午前5時から午後9時まで</u>
酒類提供	<u>午前11時から午後8時まで(利用者による酒類の店舗持込を含む)</u>

### ②業種別ガイドラインなど次の感染防止対策を実施する

- アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
- 手指消毒設備の設置
- 食事中以外のマスク着用の推奨
- 施設の換気を行う
- 入場者の整理・誘導
- 事業を行う場所の消毒
- 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止する
- 新型コロナウイルス接触アプリ（COCOA）及び北海道コロナ通知システムの活用の呼びかけ
- 従業員への検査推奨
- 同一グループの入店は原則4人以内
- 滞在時間の制限（2時間程度を目安）などにより同時に多数の人が集まらないようにする
- 店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う（黙食の実践）

### ③飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない

# 支援金の主な支給要件

7月12日(月)から7月25日(日)までの全期間

において、要請に応じること

- ※ 7月13日以降からご協力いただいた場合には、支援金の支給要件を満たさず、支給できませんので十分ご注意ください。
- ※申請の詳細については、後日公表いたします。なお、申請にあたっては、要請に協力いただいたことがわかる書類（写真やHPの写し等）や営業に必要な許可証の写しなどをご提出いただくことを予定しています。

# 支援金の申請について

要請にご協力いただいた支援金については、下記の予定です。  
申請のお忘れがないようご注意ください。

## ■受付期間（予定）

令和3年7月26日(月)から令和3年8月31日(火)まで

## ■支援金額（1店舗1日当たり）

中小企業	2万5千円から7万5千円 前年度又は前々年度の売上高の3割をもとに、算出
大企業	20万円 または 前年度もしくは前々年度売上高の3割のうち低いほうが上限 前年度又は前々年度と今年度を比較した売上高の減少額の4割をもとに、算出

※中小企業は、大企業と同じ計算方法も選択可能です。

## ■申請方法

郵送にて受付予定。詳細は後日、ホームページに掲載するほか、市役所本庁舎1階パンフレットコーナーや各区役所に資料を配布予定です。

【業種別ガイドライン】

内閣官房のページ <https://corona.go.jp/prevention/>



## ○協力支援金に関するお問い合わせ

### ■専用ダイヤル

電話番号 **011-330-8396**

受付時間 **8:45から17:15まで**

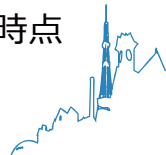
(8月9日までは土日祝日も対応。8月10日以降は平日のみ)

### ■ホームページ

【道の特別対策（7月12日～7月25日）】飲食店等への要請に係る支援金について

[https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin\\_0712iko.html](https://www.city.sapporo.jp/keizai/chusho/taisakusienkin_0712iko.html)

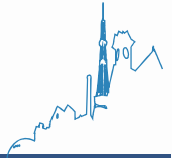




# 札幌市内事業者向け主な支援策

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内事業者の皆様に対し、各種支援を行います。

事業者 時短 外出自粛要請等の影響	重複不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請による影響を受けたことで、売上が50%以上減少した(対象期間：2020年11月～2021年3月)</li> </ul>	<h3>道特別支援金A</h3> <p>時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に給付金を支給                  (中小法人等20万円 個人事業者等10万円)                  申請期間：令和3年4月1日～8月31日</p>	北海道 特別支援金コールセンター 011-351-4101
		<ul style="list-style-type: none"> <li>道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請による影響を受けたことで、売上が30%以上50%未満減少した(対象期間：2020年11月～2021年3月)</li> </ul>	<h3>経営持続化支援一時金</h3> <p>時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等に給付金(一律10万円)を支給                  申請期間：令和3年4月1日～8月31日</p>	札幌市 経営持続化支援一時金専用ダイヤル 011-351-4102
※いずれも国の「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」の受給事業者は対象外			<h3>緊急事態宣言等の影響緩和に係る月次支援金</h3> <p>緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業や外出自粛等の影響を受け、売上が50%以上減少した月を対象に中小法人・個人事業者等に給付金を支給(中小法人等上限20万円 個人事業者等上限10万円) 申請期間：原則、対象月の翌月から2か月間                  ※各月において要件を満たせば、複数月分の受給が可能</p>	経済産業省 月次支援金事務局相談窓口 0120-211-240
給付	重複不可	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態措置・まん延防止等重点措置による影響を受けたことで、売上が50%以上減少した(対象期間：2021年4月～)</li> </ul>	<h3>道特別支援金B</h3> <p>時短対象飲食店等との取引、外出往来自粛等の影響により、売上が30%以上50%未満減少した中小法人・個人事業者等に給付金を支給                  (中小法人等10万円 個人事業者等5万円)                  申請期間：令和3年7月2日～令和3年9月30日(予定)</p>	北海道 特別支援金コールセンター 011-351-4101
		<ul style="list-style-type: none"> <li>道の営業時間短縮や往来・外出自粛の要請等による影響を受けたことで、売上が30%以上50%未満減少した(対象期間：2021年4月～6月)</li> </ul>	<h3>令和3年度感染防止対策協力支援金</h3> <p>道の飲食店等の営業時間の短縮要請等(協力期間：原則4/27～5/11)にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年5月12日～8月31日</p>	
飲食店等	<ul style="list-style-type: none"> <li>4/27～5/11の間、道の営業時間短縮等の要請に協力した</li> </ul>	<h3>まん延防止・緊急事態措置協力支援金</h3> <p>まん延防止等重点措置及び緊急事態措置による道の飲食店等の休業、営業時間の短縮要請等(要請期間：5/12～5/31)にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年6月1日～8月31日</p>	札幌市 感染防止対策協力金専用ダイヤル 011-330-8396	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>5/12～5/31の間、道の休業・営業時間短縮等の要請に協力した</li> </ul>	<h3>緊急事態措置延長協力支援金</h3> <p>緊急事態措置による道の飲食店等の休業、営業時間の短縮要請等(要請期間：6/1～6/20)にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年6月21日～8月31日</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>6/1～6/20の間、道の休業・営業時間短縮等の要請に協力した</li> </ul>	<h3>再まん延防止等重点措置協力支援金</h3> <p>まん延防止等重点措置による道の飲食店等の営業時間の短縮要請等(要請期間：6/21～7/11)にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年7月12日～8月31日</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>6/21～7/11の間、道の営業時間短縮等の要請に協力した</li> </ul>	<h3>(仮称)令和3年7月感染防止対策協力支援金</h3> <p>道の飲食店等の営業時間の短縮要請等(協力期間：原則7/12～7/25)にご協力いただいた事業者に支援金を支給。申請期間：令和3年7月26日～8月31日(予定)</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>7/12～7/25の間、道の営業時間短縮等の要請に協力した</li> </ul>			



<b>給付</b> 大規模施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>5/12~5/31の間、道の休業・営業時間短縮等の要請に協力した(1,000㎡超の大規模施設等)</li> </ul>	<b>北海道大規模施設等協力支援金</b> まん延防止等重点措置及び緊急事態措置による道の大規模施設等の休業、営業時間の短縮要請等(要請期間: <b>5/12~5/31</b> ※札幌市外は <b>5/16~31</b> )にご協力いただいた事業者に支援金を支給。 申請期間: 令和3年6月1日~8月31日	北海道 感染防止対策 協力支援金事務局 011-350-7377
	<ul style="list-style-type: none"> <li>6/1~6/20の間、道の休業・営業時間短縮等の要請に協力した(1,000㎡超の大規模施設等)</li> </ul>	<b>北海道大規模施設等協力支援金</b> 緊急事態措置による道の大規模施設等の休業、営業時間の短縮要請等(要請期間: <b>6/1~6/20</b> )にご協力いただいた事業者に支援金を支給。 申請期間: 令和3年6月21日~8月31日	
<b>相談                  猶予</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営相談や融資の相談・市税の納付相談をしたい</li> <li>雇用調整助成金等の申請の方法がわからない</li> </ul>	<b>事業者向けワンストップ相談窓口</b> 札幌中小企業支援センター 北海道経済センタービル2階(中)北1条西2丁目 経営相談、融資認定・相談、 市税の納税猶予相談、感染 予防等の相談 社保等の猶予や雇用維持の 相談、雇用調整助成金等の 申請サポート、テレワーク 導入相談 受付: 平日9:00~12:00、13:00~17:00(最終受付16:30)	札幌市 事業者向け ワンストップ 相談窓口 専用ダイヤル 011-231-0568
	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワーク導入を相談したい</li> </ul>	<b>札幌市テレワーク推進サポートセンター(テレサポ)</b> テレワークで使用する代表的な機器やアプリの展示・体験、社労士等の専門家相談、導入経費に対する補助金の案内等を実施 (場所: 札幌市北区北24条西5丁目 札幌サンプラザ4階)	札幌市テレワーク 推進サポート センター 011-708-3500
<b>貸付</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金繰りのための融資を受けたい</li> </ul>	<b>新型コロナ対応サポート資金</b> 限度: 5,000万円 取扱期間: ~令和3年12月31日 融資利率・期間: 年1.0%・10年以内(うち据置3年以内)	札幌市 事業者向け ワンストップ 相談窓口 専用ダイヤル 011-231-0568
	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金繰りのための融資を緊急に受けたい</li> </ul>	<b>新型コロナウイルス緊急資金</b> 新型コロナ対応サポート資金の融資実行までの間、事業資金が切迫している事業者に対し、緊急融資を実行 融資限度: 500万円 取扱期間: ~令和3年12月31日 融資利率・期間: 年1.0%・10年以内(うち据置3年以内)	
<b>補助                  助成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一時休業等により従業員の賃金が支払えない</li> </ul>	<b>雇用調整助成金</b> 一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、休業手当などの一部助成が受けられます。現在、助成率の拡充等、特例措置が取られています。 特例対象期間: 令和2年4月1日~令和3年6月30日	北海道労働局 011-788-2294
	<ul style="list-style-type: none"> <li>テレワークを導入したい</li> </ul>	<b>新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入補助金</b> 在宅勤務をはじめとするテレワークの導入に取り組む市内中小企業等に対して導入に係る経費を補助します。(補助率: 3/4 上限60万円 下限15万円) 申請期間①: 令和3年5月10日~令和3年8月31日 申請期間②: 令和3年10月1日~令和3年12月17日	札幌市 テレワーク 推進サポート センター 011-708-3500

市内事業者におかれましては、「新北海道スタイル」を実践いただきますようお願いいたします。  
 「新北海道スタイル」の詳細については、以下の北海道のホームページをご確認ください。  
 URL:<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm>